

障害者雇用促進法が改正されました

平成 22 年 5 月 13 日
沖縄県観光商工部雇用労政課

障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、平成 22 年 7 月から、

- 1 障害者雇用納付金制度の対象事業主が拡大され、常用雇用労働者が 201 人以上 301 人未満の事業主も対象になります。
- 2 週所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の短時間労働者も、障害者雇用率制度の算定の対象となります。

障害者雇用率制度とは

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主は常用雇用労働者の 1.8 パーセント（小数点以下切り捨て）以上の障害者を雇用しなければならないと定めています。これを超えて障害者を雇用している場合には、1 人 1 月あたり 27,000 円の障害者雇用調整金が支給され、これに満たない場合には 1 人 1 月あたり 50,000 円の障害者雇用納付金を納付することになっています。

雇用障害者数が法定雇用率(1.8%)を 上回る → 調整金の支給
下回る → 納付金の納付

1 障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大について

これまで、障害者雇用納付金の納付対象となっていたのは、常用雇用労働者が 301 人以上の事業主に限られていましたが、平成 22 年 7 月からは、201 人以上の中小企業の事業主も納付対象となりました。

平成 27 年までの間、新たに対象になった事業主の納付金は、1 人 1 月 5 万円ではなく 4 万円になります。

2 障害者雇用率制度の短時間労働者の算定対象化について

これまで、障害者雇用率の計算では、週所定労働時間が 30 時間以上の労働者を対象にして計算をしてきましたが、平成 22 年 7 月からは、週所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者も、0.5 として計算することになりました。

雇用障害者数のカウント方法

週所定労働時間	30 時間以上	20 時間以上 30 時間未満
身体・知的障害者	1	0.5
重度の身体・知的障害者	2	1
精神障害者	1	0.5

常用雇用労働者のカウントにおいても、週所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者を 0.5 として計算します。

3 障害者の雇用に関する相談窓口

障害者の雇用に関しては、各ハローワークに相談窓口があります。

沖縄県内のハローワーク一覧

名称	電話番号
ハローワーク那覇	098-866-8609
ハローワーク沖縄	098-939-3200
ハローワーク名護	0980-52-2810
ハローワーク宮古	0980-72-3329
ハローワーク八重山	0980-82-2327

また、本島北部・中部・南部に設置されている障害者就業・生活支援センターでは、事業主の方々からの相談も受け付けています。

リンク

詳しくは、下記のページもご参照ください。

- [障害者就業・生活支援センターについて](http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=156&id=5800&page=1)
(<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=156&id=5800&page=1>)
- [障害者雇用促進法の改正について](http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha04/index.html) (厚生労働省)
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha04/index.html>)
- [障害者の方の雇用に向けて](http://www.hellowork.go.jp/html/info_2_handicap.html) (ハローワーク)
(http://www.hellowork.go.jp/html/info_2_handicap.html)
- [事業主の方へ \(障害者雇用\)](http://www.jeed.or.jp/disability/employer/employer01.html) (独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構)
(<http://www.jeed.or.jp/disability/employer/employer01.html>)